

別記2

担い手等による農地維持のための機械等整備支援事業

第1 事業の目的

中山間地域を中心に高齢化や人口減少が進む地域では、地域の営農維持に向けた体制を構築していく必要がある。今後、地域の話合い・合意（地域計画）に基づいて、担い手等が農地集積や受託作業により地域の農地維持に必要な土地利用型作物に係る機械・施設等の整備を支援することで地域の営農維持に向けた体制の整備を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な土地利用型作物に係る機械・施設等の整備に要する経費に対し、支援を実施する。

支援回数について、原則、1回限りとするが、補助上限額に満たない事業実施主体においては、次年度以降その上限額まで申請できるものとする。

なお、担い手不在集落は、島根県が実施する「センサス集落別担い手状況調査（事業実施前年度調査）」において、「上記担い手がいない集落 7」に該当する集落（以下「担い手不在集落」という。）とする。

また、事業実施年度中に広域の作業受託組織等を設立する予定の事業実施主体が、事業実施年度の3月末までに広域の作業受託組織等の設立に至らなかった場合には、当該事業により交付を受けた補助金の額の全額を、知事に返還するものとする。

ただし、気象災害等により組織設立の時期が遅延するなど、やむを得ない事情があると知事が判断した場合は、この限りではない。

第3 交付対象となる要件等

1 この事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、地域の話合い・合意（地域計画）に基づいて、農地集積や受託作業により地域の農地維持に貢献する認定農業者、集落営農法人及び広域の作業受託組織等で、次の条件を満たす者とする。

- (1) 地域計画の「農業を担う者」に位置付けられていること。
- (2) 地域計画と取組内容の整合性がとれること。
- (3) 農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行う者又は取り組もうとする者であること。

なお、事業実施主体が国際水準GAP（美味しまねゴールド等）を取得していない場合は、「安全で美味しい島根の県産品認証制度」（美味しまね認証）の生産工程管理基準に準拠した農場管理に取り組み、事業実施の翌年度中に認証を取得すること。

また、非食用農産物は農林水産省が策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」その他の作物（非食用）に準拠した農場管理に取り組むこと。繁殖牛は、県が策定した「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理」に準拠した農場管理に取り組むこと。

ただし、別表2の「事業実施主体」の欄に掲げるウの場合はこの限りではない。

- (4) 交付要綱別表2の「事業実施主体」の欄に掲げるウのうち、畦畔管理等負担軽減の取組は、地域計画において担い手との協力関係を明確にしている場合に限り、中山間地域等直接支払交付金協定等も対象とする。

2 補助率、交付先等は、交付要綱別表2のとおりとする。

第4 事業の実施等の手続き

本事業の実施手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別記2様式第2号）を作成し、事業実施計画承認申請書（別記2様式第1号）に添付して、市町村長、地域農業再生協議会長又は地域担い手育成総合支援協議会長（以下「市町村長等」という。）に提出する。
- (2) 市町村長等は、事業実施主体から事業実施計画書の提出があったときには、次に掲げる要件を満たすことを確認し、適当と認めたときは、隠岐支庁又は各農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を経由して知事に提出する。
 - ア 事業実施主体が、地域計画の農業を担う者に位置づけられ、地域計画と取組内容の整合性がとれること。
 - イ 事業実施主体が、別記2別表（配分基準表）に係る配分基準項目のうち、③の（イ）、⑤又は⑥のいずれかをポイント化している場合は、ポイント化した項目を事業実施年度の翌々年度（以下「目標年度」という。）までに達成する成果目標として設定していること。
- (3) 事業実施主体は、交付要綱第4に規定される重要な変更を行おうとするときには、
 - (1) 及び(2) に準じて行うものとし、事業実施計画変更承認申請書（別記2様式第3号）に事業実施変更計画書（別記2様式第2号）を添付して提出する。
- (4) 市町村長等が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第5に基づき、概算払請求書（様式第4号）をセンター等を経由して知事に提出するものとする。
- (5) 市町村長等は、事業が完了したときは、交付要綱第6に基づき、完了報告（様式第5号）をセンター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。
- (6) 事業を実施した事業実施主体が、交付要綱第7により行う事業の実績報告は、事業実績報告書（別記2様式第4号）に事業実施計画実績報告書（別記2様式第2号）を添付して市町村長等へ提出するものとする。
- (7) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から5年間、目標達成状況報告書（別記2様式第5号）を毎年4月末までに市町村長等に提出するものとする。

ただし、目標年度に計画通り成果目標を達成した事業実施主体においては、事業実施4年度目以降の目標達成状況報告は不要とする。
- (8) 市町村長等は、事業実施主体から提出のあった目標達成状況報告書について、必要に応じて確認・指導を行い、適当と認めたときは5月末までに知事に提出するものとする。

第5 事業の評価

市町村長等は、事業実施主体が別記2別表（配分基準表）に係る配分基準項目③の（イ）又は⑤の（ア）若しくは（イ）のいずれかをポイント化している場合であって、目標年度までに達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、事業の中止を含め適切な措置を実施することとする。

また、過去に本事業を活用し設定した目標に係るポイントについては、目標達成するまで同一のポイントは使用できないものとする。

第6 県の助成措置等

県は、事業申請前に本事業の実施に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が予算額を上回る場合には、事業実施主体が別記2別表（配分基準表）を基に算出したポイ

ントの高い者から順に一次審査を通過させ、成果目標の妥当性や規模決定根拠等について総合的に審査した上で採択の可否を判断する。

第7 事業成果のフォローアップ

- (1) 目標達成状況報告において目標達成率が著しく低いもの等については、目標達成に必要な指導を行う。
- (2) 経営状況報告に基づき、知事は必要に応じて調査を行うことができる。

第8 補助金の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業実施主体は助成金の全部若しくは一部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市町村等が認めた場合はこの限りでない。

- (1) この事業により導入された機械等が目的以外に使用されていると認められる場合。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合。